

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案 8 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 53 号 横手市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「例えば、水道事業では、改正後の給水人口や給水量が減っているが、浄水場などは計画前の人口規模で建設されている。事業縮小ということは、いずれかの浄水場の稼働を止めることなどが考えられるが、全く人の住まなくなる地域ができるわけでもなく、どうしても効率が悪くなる。水道料金への影響などについて、どのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「来年度、投資財政計画も含んだ経営戦略の見直しを予定しており、それに向けて今年度は事業計画を見直すこととしている。水道料金改定については、他の燃料費や電気料の値上がりも、改定に向けての課題として捉えている。ダウンサイジングも含め、社会情勢の変化や人口動態を勘案しながら経営戦略に反映していきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 54 号 横手都市計画事業駅西地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例 については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 55 号 工事請負契約の締結について（横手駅前立体駐車場建設工事）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「駐車場には何台とめられるのか。また、管理体制はどうなるのか」との質疑に対し、当局より、「駐車台数は、立体部分が 221 台、平置き部分が 72 台の計 293 台。管理については、ゲート管理の無人駐車場となる予定で検討している」との答弁がありました。

また、「プロポーザルによる随意契約で、工期が令和 5 年 1 月 31 日ということだが、積雪の状況などで施工内容に変更が生じた場合、契約額

は相手方との協議により変更となるのか」との質疑に対し、当局より、「工期については、書類作成等を含め1月31日という設定をしている。降雪前の工事完成を予定しており、雪による影響は想定していない。工事費の変更については、資材高騰の影響などを含め施工業者に確認を取っているが、契約額の範囲内で可能だと言われている。今後、金額に影響するような変更があった際は改めて協議ということになるが、現時点では想定していない」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号 財産の取得について（小型ロータリ除雪車1.3m級 1台）、議案第57号 財産の取得について（除雪グレーダ4.0m級 1台）、議案第68号 財産の取得について（除雪ドーザ11t級（SAプラウ付）1台）、議案第69号 財産の取得について（除雪ドーザ14t級（SAプラウ付）1台）、及び 議案第70号 財産の取得について（除雪ドーザ11t級（SAプラウ付）1台）の議案5件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「現在使用している除雪機械の更新ということだが、古くなった機械の処分はどのようにしているのか」との質疑に対し、当局より、「除雪機械の更新には、交付金を活用している。採択基準として11年以上経過したものが対象となっており、それに基づいて計画を立てて更新している。古い機械については、使用できるものは所管替えを行い、公共施設駐車場などの除雪に使用しているが、さらに古くなったものについては庁内協議ののち、ホームページで公表、入札会で売却するという流れになっている」との答弁がありました。

また、「一般的には、使わなくなった機械や自動車は下取りに出すことが考えられる。最近資材高騰などにより、下取り価格も高い傾向にある。まだ価値のあるうちに下取りに出すというやり方は行政として適切ではないか」との質疑に対し、当局より、「古くなった除雪機械については、行政財産であるため下取りではなく、公募による売却が妥当と考えており、そのような手続きを行っている」との答弁がありました。

また、「最近の機械はハイテク化されており、作業員の年代によっては操作の会得が難しいという現状がある。除雪作業員を募集してもなかなか集まらない状況であり、これからはワンオペレーターでの作業となる

可能性もあるのではないか。ワンオペレーター対応の機械も増えていると思うが、その方向性は」との質疑に対し、当局より、「新しい機械を購入した際はメーカーによる説明会や練習会を開催しているほか、熟練の作業員から新規作業員への技術伝達を行っている。作業員の確保は難しく、今後はワンオペレーターの方角にならざるを得ないが、更新する機械にはバックモニターとドライブレコーダーを装備することにしており、安全性の確保に努めている」との答弁がありました。

議案5件についていずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案 5 件、陳情 2 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 51 号 横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「これまで、特定新型インフルエンザに関しての防疫作業が発生したことはあるか」との質疑に対し、当局より、「そのような作業はなく、手当の支給実績はない」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 52 号 横手市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「過疎地域における課税の減免規定に基づいた申請や減免額について、どの程度の実績があるのか」との質疑に対し、当局より、「この条例に基づいた課税免除の件数は、令和 4 年度で 4 件、金額は 540 万円あまりとなっている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 58 号 財産の取得について（小型動力消防ポンプ付軽積載車 6 台）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「軽積載車と可搬式ポンプの比率は市全体でどのようになっているか。また、配備の方向性や計画はあるのか」との質疑に対し、当局より、「市内で小型ポンプや積載車などが配備されている場所は 199 か所ある。その中で軽積載車が 78 台、普通積載車が 6 台、ポンプ車が 4 台配備されている。軽積載車が配備されていないところでは、地域の消防団員所有の軽トラックに乗せて出動しているのが現状であるが、緊急走行ができない。すべて軽積載車にしていくことを大きな目標としており、分団の統合計画も踏まえながら配備を進めている」との答弁がありました。

また、「消防団員の自家用車にポンプを積んで出動する場合、保険や事

故対応の処理はどのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「災害活動において団員が使用した自家用車に損害が発生した場合は、消防団員等公務災害補償より自動車等損害見舞金を給付することになっており、上限は10万円である」との答弁がありました。

これについて委員からは、「消防団員の処遇改善の観点から、安心して団活動を行っていただく体制が必要だと思う」との意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（旧山内中学校）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「事業者からはドローン・スクールや市民交流カフェスペースといった提案があったが、それに対して市が補助する考えはあるか」との質疑に対し、当局より、「事業の実施にかかる部分に関する補助はなく、事業者側ですべて実施していただくことになる」との答弁がありました。

また、「最低何年は事業を実施することといった取り決めや、万が一途中で返還するとなった場合の原状回復についての取り決めは契約書に記載されているのか」との質疑に対し、当局より、「事業者の経営判断になるので、貸付期間中、必ず事業を実施することという取り決めはない。また、期間内の返還についても、事業者の意向があれば受けざるを得ないと考えている。施設の原状回復についての条項はあるが、詳細は記載していない。改修の程度にもよるため、相手方と協議をしながら進めていきたい」との答弁がありました。

このほか、「貸付けする空き公共施設の管理責任」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 字の区域の変更については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続審査となっております陳情4第1号 横手市増田体育館イベント広場改修に関する陳情書については、審査にあたり当局より施設の利用状況についての報告がありました。審査における主な意見を申し

上げますと、「この施設は市民にとって非常に大切に、利用率も高い有効な施設だとは思いますが、増田体育館は令和5年度にかけて改修も含めた検討に入ると聞いている。この機会に各団体の皆さんにも声を掛けながら、どうするのが一番いいのかを議論していただく形が理想ではないか」との意見や、「他市町村では全天候型のドームが多くなっているのでも、それも選択肢の一つだと捉えてほしい。陳情書にもあるが、当初イベント広場の利用に関して町との約束があったようだ」との意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情4第9号 貨物自動車運送事業者への燃料コストの補填措置に関する陳情書について、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。